

一般廃棄物処理施設の維持管理の状況

年度	29年度
施設名称	東金市外三市町環境クリーンセンター
所在地	千葉県東金市三ヶ尻340番地

1 処分した一般廃棄物の種類及び数量

		単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1号炉	可燃ごみ	トン	1,771.48	2,017.63	955.75	0.00	994.67	1,221.21	1,532.05	1,778.83	1,762.95			
2号炉			1,871.59	1,103.11	736.71	2,012.94	1,114.75	1,268.09	1,705.00	815.36	0.00			
3号炉			0.00	884.77	1,930.45	1,966.61	1,594.29	1,196.91	615.44	578.82	1,888.13			

※処理数量は、ごみクレーンによる計量値による。

※処理数量が0の月は稼働しておりません。

2 燃焼室中の燃焼ガスの温度(連続的に測定し、記録したもの)

		基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1号炉	測定を行った位置	-	炉出口付近											
	結果の得られた年月日	-	1日～15日、 18日～30日	1日～31日	1日～15日	-	16日～31日	1日～11日、 22日～30日	1日～8日、 15日～31日	1日～22日、 24日～30日	1日～2日、 4日～31日			
	測定の結果(°C)	800以上	903	901	899	-	902	902	901	899	900			
2号炉	測定を行った位置	-	炉出口付近											
	結果の得られた年月日	-	1日～30日	1日～17日	19日～30日	1日～31日	1日～17日	2日～22日	4日～31日	1日～3日、 9日～18日	-			
	測定の結果(°C)	800以上	898	898	897	896	895	899	897	897	-			
3号炉	測定を行った位置	-	炉出口付近											
	結果の得られた年月日	-	-	18日～31日	1日～30日	1日～31日	1日～10日、 17日～31日	11日～30日	1日～4日、 8日～14日	22日～30日	1日～31日			
	測定の結果(°C)	800以上	-	897	897	897	898	897	897	898	895			

※燃焼ガス温度の測定結果は、施設運転時の月平均温度。基準値については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」による。

3 集じん機に流入する燃焼ガスの温度(連続的に測定し、記録したもの)

		基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1号炉	測定を行った位置	-	ろ過式集じん器入口付近											
	結果の得られた年月日	-	1日~15日、 18日~30日	1日~31日	1日~15日	-	16日~31日	1日~11日、 22日~30日	1日~8日、 15日~31日	1日~22日、 24日~30日	1日~2日、 4日~31日			
	測定の結果(°C)	概ね200以下	195	195	195	-	195	195	195	195	195			
2号炉	測定を行った位置	-	ろ過式集じん器入口付近											
	結果の得られた年月日	-	1日~30日	1日~17日	19日~30日	1日~31日	1日~17日	2日~22日	4日~31日	1日~3日、 9日~18日	-			
	測定の結果(°C)	概ね200以下	195	195	195	195	195	195	195	195	-			
3号炉	測定を行った位置	-	ろ過式集じん器入口付近											
	結果の得られた年月日	-	-	18日~31日	1日~30日	1日~31日	1日~10日、 17日~31日	11日~30日	1日~4日、 8日~14日	22日~30日	1日~31日			
	測定の結果(°C)	概ね200以下	-	195	195	195	195	195	195	195	195			

※燃焼ガス温度の測定結果は、施設運転時の月平均温度。基準値については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」による。

4 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度(連続的に測定し、記録したもの)

		基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1号炉	測定を行った位置	-	ろ過式集じん器出口付近											
	結果の得られた年月日	-	1日~15日、 18日~30日	1日~31日	1日~15日	-	16日~31日	1日~11日、 22日~30日	1日~8日、 15日~31日	1日~22日、 24日~30日	1日~2日、 4日~31日			
	測定の結果(ppm)	100以下	6	6	5	-	4	6	9	10	11			
2号炉	測定を行った位置	-	ろ過式集じん器出口付近											
	結果の得られた年月日	-	1日~30日	1日~17日	19日~30日	1日~31日	1日~17日	2日~22日	4日~31日	1日~3日、 9日~18日	-			
	測定の結果(ppm)	100以下	7	6	5	5	6	3	8	8	-			
3号炉	測定を行った位置	-	ろ過式集じん器出口付近											
	結果の得られた年月日	-	-	18日~31日	1日~30日	1日~31日	1日~10日、 17日~31日	11日~30日	1日~4日、 8日~14日	22日~30日	1日~31日			
	測定の結果(ppm)	100以下	-	9	9	11	10	8	9	8	10			

※一酸化炭素濃度の測定結果は、施設運転時の月平均濃度。基準値については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」による。

5 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去の年月日

			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1号炉	除去を行った年月日	冷却設備				5日								
		排ガス処理設備				4日								
2号炉	除去を行った年月日	冷却設備			8日		31日			12日				
		排ガス処理設備			7日		30日							
3号炉	除去を行った年月日	冷却設備							14日					
		排ガス処理設備							18日					

※冷却設備については機械式自動除去装置、ろ過式集じん器については空気式自動除去装置により毎日実施する。

6 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度(1回/年以上測定)

		基準値	
1号炉	採取した位置	-	煙突内の排ガス採取口
	採取した年月日		
	結果の得られた年月日	-	
	測定の結果(ng-TEQ/m ³ N)	5以下	
2号炉	採取した位置	-	煙突内の排ガス採取口
	採取した年月日		11月16日
	結果の得られた年月日	-	12月14日
	測定の結果(ng-TEQ/m ³ N)	5以下	0.069
3号炉	採取した位置	-	煙突内の排ガス採取口
	採取した年月日		
	結果の得られた年月日	-	
	測定の結果(ng-TEQ/m ³ N)	5以下	

※基準値は、「ダイオキシン類対策特別措置法」による。

7 煙突から排出される排ガス中のばい煙量又はばい煙濃度(2か月を超えない作業期間ごとに1回以上測定)

		基準値					
1号炉	採取した位置	-	煙突内の排ガス採取口				
	採取した年月日	-	5月16日	9月8日	11月10日		
	結果の得られた年月日	-	6月14日	9月25日	11月27日		
	ばいじん濃度測定の結果 12%換算値(g/m ³)	0.15以下	0.0021未満	0.0055未満	0.0044未満		
	窒素酸化物濃度測定の結果 12%換算値(ppm)	250以下	42	67	46		
	塩化水素濃度測定の結果 12%換算値(mg/m ³)	700以下	10未満	30	10		
	硫黄酸化物排出量測定の結果 (m ³ /h)	119以下	0.2	0.15	0.26		
2号炉	採取した位置	-	煙突内の排ガス採取口				
	採取した年月日	-	5月9日	8月4日	10月20日		
	結果の得られた年月日	-	6月1日	8月22日	11月7日		
	ばいじん濃度測定の結果 12%換算値(g/m ³)	0.15以下	0.0029未満	0.0047未満	0.0043未満		
	窒素酸化物濃度測定の結果 12%換算値(ppm)	250以下	55	57	83		
	塩化水素濃度測定の結果 12%換算値(mg/m ³)	700以下	30	10	10未満		
	硫黄酸化物排出量測定の結果 (m ³ /h)	119以下	0.6	0.056	0.1		
3号炉	採取した位置	-	煙突内の排ガス採取口				
	採取した年月日	-	7月12日	9月19日	12月15日		
	結果の得られた年月日	-	7月31日	10月2日	12月25日		
	ばいじん濃度測定の結果 12%換算値(g/m ³)	0.15以下	0.0023未満	0.0050未満	0.0053		
	窒素酸化物濃度測定の結果 12%換算値(ppm)	250以下	45	32	91		
	塩化水素濃度測定の結果 12%換算値(mg/m ³)	700以下	90	40	10未満		
	硫黄酸化物排出量測定の結果 (m ³ /h)	119以下	0.24	0.26	0.26		

※基準値は、「大気汚染防止法」による。

〈備考〉

ばいじん又は焼却灰の焼成及び固形燃料に関する事項については、該当しないため表記していません。